

佐賀駐屯地に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀駐屯地の設置又は運用に伴う周辺地域の生活環境の保全及び事業活動への影響に係る協議、報告等を行うため、佐賀駐屯地に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 佐賀駐屯地の設置又は運用に伴う騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全に関する事項
- (2) 佐賀駐屯地の設置又は運用に伴う漁業、農業その他の事業活動への影響並びに事業活動に係る損失、損害及び補償の報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び構成員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州防衛局長
- (2) 佐賀駐屯地司令
- (3) 佐賀県から選出された者
- (4) 佐賀市自治会協議会会長
- (5) 佐賀県有明海漁業協同組合から選出された者
- (6) 佐賀県農業協同組合から選出された者
- (7) 佐賀市議会から選出された者
- (8) 政策推進部長
- (9) 部会の長

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る懸念事項等を収集し、対応等を検討するため、部会を置く。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、政策推進部駐屯地調整室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。